「労働保険料等の納付証明」をご依頼される皆様へ

労働保険料等納付証明書は、即日交付できません。また、証明書（願）の受付・交付は原則として、郵送で行います。

依 頼 す る 際 に 必 要 な も の

①納付証明書（証明願）

②返信用封筒（宛先を記載し、切手を貼付したものを必ず同封願います。）

◎直近で成立届・申告書の提出、保険料の納付があった場合

上記①、②に加えて、下記の書類を追加書類として同封してください。

・成立届、申告書の写し（提出から約2ヶ月以内の申請の場合）

・領収証書の写し（納付後約1ヶ月以内の申請の場合）

※納付が口座振替の場合、振替日以降おおよそ2週間は、金融機関より振替収納情報が当局に届かないため、お急ぎの方は振替が確認できる通帳コピー等の資料を添付してください。

留 意 事 項

- ⦿ 当該証明は、労働保険料等（証明日時点で、納期限後のもの）に未納がないことの証明になります。
- ⦿ 未納がある場合や管轄が異なる場合は、証明できないため返戻いたします。
- ⦿ 本証明書は、労働基準監督署及び公共職業安定所では交付できません。
- ⦿ 受理からおおよそ2週間程度で証明書を発送いたします。

納付証明についての送付・問い合わせ先

〒020-8522　盛岡市盛岡駅西通一丁目9－15　盛岡第2合同庁舎5階

岩手労働局総務部労働保険徴収室　徴収係

電話：019-604-3003